

東海岡山県人会会則

(名称および目的)

第1条 この会は東海岡山県人会と称する。

この会は下記の第4条に定める会員の相互の親睦を図り、情報交換による絆を深め、会員各自の啓発につとめる。

また、郷土岡山の発展に寄与し、岡山と東海地区の連携を深めることを目的とする。

(事業)

第2条 この会は第1条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- 1 親睦会の開催
- 2 郷土岡山の産業・文化及び観光の発展向上に対する協力
- 3 愛知県、名古屋市、中国五県との積極的な交流を図る。
- 4 その他この会の目的達成に必要な事業

第3条 この会の事務所を名古屋市中区丸の内2-14-4 エグゼ丸の内904に置く。

(会員)

第4条 岡山県出身者、在住経験者等岡山県にゆかりのある人、岡山県が好きで応援したい気持ちを有する人、当県人会に魅力を感じ活動を希望する人で、入会の手続きを済ませたものを会員とする。地域は東海三県に拘らない。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置き、任期は2会計年度とし、再任は妨げない。

1	会長	1名
2	副会長	若干名
3	相談役	若干名
4	事務局長	1名
5	顧問	1名
6	監事	1名
7	幹事	若干名

(役員の選任)

第6条 役員の選任方法は次の通りとする。

- 1 会長・副会長は総会において選任する。
- 2 相談役、事務局長、顧問、監事、幹事は会長が指名する。

(会議)

第7条 会議は総会及び役員会とする

- 1 総会は1会計年度1回開催するものとする。ただし、必要がある時は臨時総会を開催することができる。
- 2 役員会は会長、副会長、事務局長で構成するが、必要に応じて他の役員も参加可能とする。
- 3 役員会は、会長が必要と認めたときを開催する。
- 4 会議は会長が招集して議長を務める。

(総会の議決)

第8条 次に掲げる事項については、総会の議決を経るものとする。

- 1 収支予算および事業計画
- 2 収支決算および事業報告
- 3 会則の変更
- 4 その他、この会の運営に関する重要事項

(会計年度)

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

(会の運営費用)

第10条 この会の運営に必要な費用は会員の会費・寄付金・広告宣伝料およびその他の収入によりまかう。

(会 費)

第11条 年会費は下記の金額とする。

但し必要に応じ、臨時会費を徴収することができる。

会長	20,000円
副会長、相談役、	10,000円
事務局長、監事、顧問	10,000円
幹事	8,000円
一般会員	3,000円

なお、年会費について事務局は4月初めに請求書を発送し、各会員は4月末までの納付を原則とする。

(そ の 他)

第12条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て会長が定める。

付 則

(実施時期)

この会則は、令和6年7月1日から施行する。